898
1.11.22

福県医発第2173号（地）
令和元年11月21日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和元年10月31日付保医発1031第7号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）等の一部が改正され、令和元年11月1日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和元年10月31日付保医発1031第8号）の19ページに掲載されている医療機器が区分Ｂ２として保険適用されたこと等によるものです。（令和元年11月21日付け福県医発第2174号（地）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌１月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載が予定されております。

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第 809 号（保 178）
令 和 元 年　11 月　13 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
横　倉　義　武

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

令和元年10月31日付け保医発1031第7号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）等の一部が改正され、令和元年11月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和元年10月31日付け保医発1031第8号）の19ページに掲載されている医療機器等が区分 B2として保険適用されたこと等によるものです。（令和元年11月13日付け日医発第810号（保179）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の留意事項等の改正につきましては、日本医師会雑誌1月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
1. 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和元年.10.31　保医発1031第7号　厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等
（日本医師会医療保険課）

保医発１０３１第７号
令和元年10月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年11月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年３月５日保医発0305第１号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の定義について」（平成30年３月５日保医発0305第13号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成30年３月５日保医発0305第１号）の一部改正について

１　別添１の第２章第９部Ｊ０４１－２（１）を次のように改める。
（１）　血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式のみ。）、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定できる。

２　別添１の第２章第９部Ｊ０４１－２（１）に次を加える。
オ　関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき２クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、１クールにつき週１回を限度として、５週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。

別添２

「特定保険医療材料の定義について」
（平成30年３月５日保医発0305第13号）の一部改正について

１　別表のⅡの049⑴②に次を加える。

オ　全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む）であること。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年３月５日保医発0305第１号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第８部　（略） 第９部　処置 Ｊ０００～Ｊ０４１　（略） Ｊ０４１－２　血球成分除去療法 （１）　血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式のみ。）、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定できる。 ア～エ　（略） オ　関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき２クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、１クールにつき週１回を限度として、５週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。 （２）～（３）　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第８部　（略） 第９部　処置 Ｊ０００～Ｊ０４１　（略） Ｊ０４１－２　血球成分除去療法 （１）　血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式のみ。）、クローン病又は膿疱性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ又はエのとおり実施した場合に算定できる。 ア～エ　（略） （新設） （２）～（３）　（略）

Ｊ０４２～Ｊ２０１　（略） 第10部～第13部　（略） 第３章　（略）	Ｊ０４２～Ｊ２０１　（略） 第10部～第13部　（略） 第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の定義について」（平成30年３月５日保医発0305第13号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～048　（略） 049　白血球吸着用材料 ⑴　定義 ①　（略） ②　次のいずれかに該当すること。 ア～エ　（略） オ　全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む）であること。 ⑵～⑶　（略） 050～204　（略） Ⅲ～Ⅷ　（略）	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～048　（略） 049　白血球吸着用材料 ⑴　定義 ①　（略） ②　次のいずれかに該当すること。 ア～エ　（略） （新設） ⑵～⑶　（略） 050～204　（略） Ⅲ～Ⅷ　（略）

新たに機能区分及び保険償還価格等が設定された医療機器（令和元年 11 月 1 日適用）

1. 血球細胞除去用浄化器

【販売名】　アダカラム（株式会社 JIMRO）

〔決定区分〕
B2（個別評価・既存機能区分・変更あり）

〔保険償還価格〕
125,000 円

〔決定機能区分〕
049 白血球吸着用材料 (1)一般用

〔主な使用目的〕
・潰瘍性大腸炎の活動期における寛解促進のための顆粒球吸着用白血球除去カラム（但し、重症度による分類が重症の患者
・本品は、栄養療法及び既存の薬物治療が無効又は適用できない、大腸の病変に起因する明らかな臨床症状が残る中等症から重症の活動期クローン病患者の寛解促進に使用する※※
・本品は、全身治療における既存内服療法が無効又は適用できない、中等症以上の膿疱性乾癬の臨床症状の改善に使用する
・本品は、複数の生物学的製剤等の既存の全身治療が無効、効果不十分又は適用できない関節症性乾癬の臨床症状の改善に使用する

※下線部の適応拡大

＜関連する通知の改正＞

(1)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）の一部改正（令和元年 10 月 31 日付け保医発 1031 第 7 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 を次のように改める。（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　前
第 2 章　特掲診療料 第 1 部～第 8 部　（略） 第 9 部　処置 J000~J041　（略） J041-2　血球成分除去療法 (1)　血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式のみ。）、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定できる。 ア～エ（略） オ　関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき 2 クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1 クールにつき週 1 回を限度として、5 週間に限って算定する。ただし、1 クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。 (2)~(3)　（略）	第 2 章　特掲診療料 第 1 部～第 8 部　（略） 第 9 部　処置 J000~J041　（略） J041-2　血球成分除去療法 (1)　血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式のみ。）、クローン病又は膿疱性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ又はエのとおり実施した場合に算定できる。 ア～エ（略） （新設）

J042~J201　（略）	(2)~(3)　（略） J042~J201　（略）

(2)「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 13 号）の一部改正（令和元年 10 月 31 日付け保医発 1031 第 7 号）

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに次のように改める。　（改正箇所下線部）

改　正　後	改　正　後
001～048　（略） 049　白血球吸着用材料 (1)　定義 ①　（略） ②　次のいずれかに該当すること。 ア～エ　（略） オ　全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効又は適用できない中等症以上の関節症性乾癬の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む）であること。 (2)~(3)　（略） 050～204　（略）	001～048 049　白血球吸着用材料 (1)　定義 ①　（略） ②　次のいずれかに該当すること。 ア～エ　（略） （新設） (2)~(3)　（略） 050～204　（略）

（日本医師会医療保険課）